

令和 4 年度 木更津市地域防災計画（改訂案） 新旧対照表

< 目次 >

第 1 編 総則	1
第 2 編 地震・津波編	3
第 2 編 地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	21
第 3 編 風水害等編	22
第 4 編 放射性物質事故編	33
第 5 編 大規模火災等編	33
第 6 編 公共交通等事故編	34
【協 定 編】	34
【資 料 編】	35
その他共通	39

第1編 総則

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
総一 5	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 木更津市 -略- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること	総一 5	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1 木更津市 -略- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに<u>自主防災組織の充実及び</u> 訓練に関すること	県計画との整合
総一 6	3 指定地方行政機関 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出し に関すること -略- 東京管区气象台 銚子地方气象台 -略- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す ること -略- 第三管区海上保安部 -略- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助 に関すること (5) 給水、給電及び入浴等被災者の生活支援に関すること 関東地方環境事務所 -略- (3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の 除去への支援に関すること -略-	総一 6	3 指定地方行政機関 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと <u>(2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関す ること</u> (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに 関すること -略- 東京管区气象台 銚子地方气象台 -略- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること <u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す ること</u> -略- 第三管区海上保安本部 -略- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助 に関すること 関東地方環境事務所 -略- (3) 放射性物質<u>(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島 第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)</u>による汚染状況 の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること -略-	県計画の修正 (事業内容の 修正) 県計画との整合

総一 8	4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること	総一 9	4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること	県計画との整合
総一 10	6 指定地方公共機関 (一社)千葉県歯科医師会 (1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること (一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会 -略-	総一 10	6 指定地方公共機関 (一社)千葉県歯科医師会 (1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること (一社)千葉県トラック協会及び(一社)千葉県バス協会 -略-	県計画との整合
総一 13	第4章 地勢概要等 2 社会環境 (1) 人口 本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 3 年 4 月 1 日現在、人口 135,634 人、世帯数 63,611 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、年齢構成別分布では、45～49 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。 本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 29,396 人、市外から市内への通勤・通学者が 26,132 人となっている（平成 27 年国勢調査による）。	総一 13	第4章 地勢概要等 2 社会環境 (1) 人口 本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 4 年 7 月 1 日現在、人口 <u>135,924</u> 人、世帯数 <u>64,574</u> 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、年齢構成別分布では、45～49 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。 本市在住者のうち市外への通勤・通学者が <u>27,985</u> 人、市外から市内への通勤・通学者が <u>25,027</u> 人となっている（令和 2 年国勢調査による）。	時点更新（最新統計の反映）

総－ 19	第5章 防災ビジョン －略－ 3 防災ビジョンの目標 イ 災害に備える (ウ) 地域の自主防災活動を充実させる。 A がい地、排水路、河川等の監視を行う。 B 災害時に備えた活動や予防活動を実施する。(例えば、初期消火、応急手当て・避難の訓練、防火診断) －略－	総－ 19	第5章 防災ビジョン －略－ 3 防災ビジョンの目標 イ 災害に備える (ウ) 地域の自主防災活動を充実させる。 A 災害時に備えた活動や予防活動を実施する。(例えば、初期消火、応急手当て・避難の訓練、防火診断、<u>がい地、排水路、河川等の監視</u>) －略－	庁内検討結果の反映
----------	--	----------	---	-----------

第2編 地震・津波編

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
地－ 8	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) 1 防災教育／危機管理課、学校教育課、消防本部、こども保育課、健康推進課	地－ 8	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 (担当表内) 1 防災教育／危機管理課、学校教育課、消防本部、<u>子育て支援課</u>、こども保育課、健康推進課	庁内検討結果の反映
地－ 8	1 防災教育 (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 健康推進課は、<u>園児</u>・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。	地－ 8	1 防災教育 (4) 防災知識の普及、防災訓練の実施 <u>子育て支援課、こども保育課</u>、健康推進課、<u>学校教育課</u>は、<u>妊産婦及び乳幼児</u>・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。	
地－ 15	第2節 津波災害予防対策 －略－ 4 津波防災施設の整備 (1) 防災施設の点検、診断及び改修、補強 既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計規準に基づき築造されている。そのなかで、県は、特に建設年次の古い施設について老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震診断を実施する。	地－ 15	第2節 津波災害予防対策 －略－ 4 津波防災施設の整備 (1) 防災施設の点検、診断及び改修、補強 既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計規準に基づき築造されている。そのなかで、県は、特に建設年次の古い施設について老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震診断を実施し、<u>必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施</u>する。	県計画の修正

	-略- (2) 防災施設等の運用 土木課、農林水産課、君津土木事務所、木更津港湾事務所は、防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、<u>水門</u>操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した市の規則又は県の要領を策定する。また、君津土木事務所及び木更津港湾事務所は、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図る。	-略- (2) 防災施設等の運用 土木課、農林水産課、君津土木事務所、木更津港湾事務所は、防潮堤等の防災施設<u>の開口部</u>に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、<u>現場</u>操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模や地域の状況に対応した市の規則又は県の要領を策定する。また、君津土木事務所及び木更津港湾事務所は、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図ることで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、<u>迅速・確実</u>な防災施設等の運用を図る。	(語句の修正)
地－15	5 地籍調査の推進 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。	地－15 <u>5 災害に強いまちづくり(新設)</u> <u>(1) 地籍調査の推進</u> 災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。 <u>(2) 災害に強いまちづくりの推進</u> <u>都市政策課は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、水害のおそれのある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。</u> <u>(3) 災害危険区域の指定</u> <u>県は、洪水等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。</u>	県計画の修正 (基本計画の修正)
地－18	第3節 火災等予防対策 4 建築物不燃化の促進 (4) 文化財の防火対策 文化課は、指定建築物等の文化財は、屋内外消火栓等の設置を促進する。	地－18 第3節 火災等予防対策 4 建築物不燃化の促進 (4) 文化財の防火対策 文化課は、指定建築物等の文化財に、屋内外消火栓等の設置を促進する。	誤字の修正

地一 24	第7節 土砂災害等予防対策 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 -略- (2) 急傾斜地崩壊対策 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。	地一 26	第7節 土砂災害予防対策 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 -略- (2) 急傾斜地崩壊対策 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。<u>また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。</u>	県計画の修正
地一 25	2 <u>地籍調査の推進</u> -略-	地一 27	2 <u>災害に強いまちづくり</u> -略-	庁内検討
地一 26	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) 1 在宅要支援者への対応／危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、健康推進課	地一 28	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) 1 在宅要支援者への対応／危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、<u>介護保険課</u>、<u>自立支援課</u>、<u>子育て支援課</u>、健康推進課	庁内検討結果の反映
地一 26	1 在宅要支援者への対応 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 -略- (3) <u>避難行動要支援者避難支援プラン</u>の策定 「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月）に基づき、<u>避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等</u>、具体的な<u>避難行動要支援者避難支援プラン</u>の個別計画の策定に努める。	地一 28	1 在宅要支援者への対応 危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、<u>介護保険課</u>、<u>自立支援課</u>、<u>子育て支援課</u>及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。 -略- (3) <u>個別避難計画</u>の策定 「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、<u>（令和3年5月改定）</u>）に基づき、一人ひとりの避難行動要支援者、具体的な避難支援プラン<u>である</u>個別<u>避難</u>計画の策定に努める。 -以下新設- <u>ア 個別避難計画の作成</u> <u>（ア）作成に係る方針及び体制等</u> <u>避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。</u> <u>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏ま</u>	県計画の修正 （基本法の改正、国の指針の修正）

		<u>え、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にする。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。</u> <u>(イ) 個別避難計画の記載事項</u> <u>個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。</u> <u>A 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> <u>B 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>C 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</u> <u>(ウ) 個別避難計画のバックアップ</u> <u>庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。</u> <u>(エ) 市における個別避難計画情報の適正管理</u> <u>国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</u> <u>イ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供</u> <u>避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。</u> <u>ウ 個別避難計画の更新</u> <u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。</u> <u>エ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備</u> <u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる</u>	
--	--	--	--

			<u>関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</u> <u>オ 地区防災計画との整合</u> <u>地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。</u> <u>カ 県との連携</u> <u>県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。</u>	
地一 31	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (1) 備蓄意識の高揚 <u>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、</u>危機管理課は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 (2) 備蓄・調達体制の整備 -略- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。 -略-	地一 35	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 (1) 備蓄意識の高揚 危機管理課は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて品目や量、普段使用しているものを災害時にも使用する方法など、市民の備蓄の考え方やノウハウの普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 (2) 備蓄・調達体制の整備 -略- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等（感染症対策を含む。）を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・<u>子供（特に乳幼児）</u>の避難生活等に配慮する。 -略-	県計画の修正 県計画の修正 （基本計画の修正）
地一 34	第11節 防災施設の整備 -略- 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ア 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。	地一 37	第11節 防災施設の整備 -略- 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 ア 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。<u>また、平時から指定避難所の所在地、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指</u>	県計画の修正 （基本計画の修正）

	-略- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 -略-		-略- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね 10 人の要配慮者に 1 人）等の配置等に努める。 <u>ケ 福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。</u> コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。 <u>サ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営する体制、熱中症の予防、対処法等の普及啓発に努める。</u> シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。 -略-	修正) 県計画の修正 (基本法施行令の改正) 県計画の修正 (基本計画の修正)
地-39	第 1 3 節 防災体制の整備 (担当表内) 2 協定締結の推進／危機管理課 -略- 2 協定締結の推進 (1) 災害時応援協定の締結 <u>危機管理課は</u>、災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。 (2) 災害時物資供給協定の締結	地-43	第 1 3 節 防災体制の整備 (担当表内) 2 協定締結の推進／危機管理課、<u>協定運用担当課</u> -略- 2 協定締結の推進 (1) 災害時応援協定の締結 災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。 <u>なお、災害時応援協定は、協定に係る業務を所管する課（以下「協定</u>	庁内検討結果の反映

	危機管理課は、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。		<u>運用担当課」という。）が締結を行う。</u> (2) 災害時物資供給協定の締結 <u>協定運用担当課は、</u>あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。 また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。	
地一 42	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (4) 組織 -略- キ 本部事務局は、本部班、企画班、本部事務局員及び連絡員等をもって構成する。 -略- (8) 災害対策本部の機能強化 -略- オ 職員の応援及び受援体制の強化 災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。 カ 災害対策本部運営訓練の充実 災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。	地一 47	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (4) 組織 -略- キ 本部事務局は、本部班、本部事務局員及び連絡員等をもって構成する。 -略- (8) 災害対策本部の機能強化 -略- オ 職員の応援及び受援体制の強化 災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。 <u>カ 合同調整所の設置</u> <u>市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。</u> キ 災害対策本部運営訓練の充実 災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。	庁内検討結果の反映 県計画の修正 （基本計画の修正）

地一
44

木更津市災害対策本部組織図

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
環境部	環境衛生班	環境管理課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設課
	被害調査班	環境部長が指名する職員
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館
	公民館班	公民館
	被害調査班	教育長が指名する職員
	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

地一
49

木更津市災害対策本部組織図

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設課
	被害調査班	環境部長が指名する職員
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館 金のすず
	公民館班	公民館
	被害調査班	教育長が指名する職員
調整部	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

市の組織改正

庁内検討結果の反映

地一
46

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期				所掌事務
		警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	
市長公室部						-略-
	経営改革班●					部内他班の協力及び調整に関すること。
	被害調査班▲					大久保、八幡台、羽鳥野、上烏田、中烏田及び下烏田の被害状況の把握に関すること。
総務部	本部班●					-略- 防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。

地一
50

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の対策班	実施時期				所掌事務
		警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	
市長公室部						-略-
	経営改革班●					部内他班の協力及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	被害調査班▲					-略- 大久保、八幡台、羽鳥野、上烏田、中烏田及び下烏田の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に関すること。
総務部	本部班●					-略- 防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめに関すること。

庁内検討結果の反映

	企画部	被害調査班▲			-略- 岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、中島、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町、金田東、潮見、築地、木材港、潮浜及び新港の被害状況の把握に関する こと。
		企画班●			災害情報の収集伝達に関すること。
					外国人対策に関すること。
	被害調査班▲				太田、東太田、長須賀、永井作、祇園、清見台、清見台東及び清見台南の被害状況の把握に関する こと。
					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の把握に関する こと。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の把握に関する こと。
	財務部	財政班●			災害関係予算その他財政に関すること。
					災害関係予算その他財政に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班 及び関係部等への通報に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班 及び関係部等への通報に関すること。
	市民部	市民班●			菅生、清川、椿、大成、中尾、伊豆島、ほたる野、 笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、 請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に関する こと。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班 及び関係部等への通報に関すること。
					応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関する こと。 救援物資の募集、受け付けに関すること。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					中里、江川、西岩根、久津間及び万石の被害状況の 把握に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班 及び関係部等への通報に関すること。
	健康こども部	被害調査班▲			-略- 菅生、清川、椿、大成、中尾、伊豆島、ほたる野、 笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、 請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に関する こと。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班 及び関係部等への通報に関すること。
		子育て支援班●			-略- 福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	健康こども部	子育て支援班●			-略- 福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	健康こども部	子育て支援班●			-略- 福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	健康こども部	子育て支援班●			-略- 福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
					福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、 本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。

[illegible]

地— 51	教育 部	教育総務班 ●				—略— 被災施設の応急復旧に関すること。
		被害調査班 ▲				上望郷、下望郷、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野及び牛袋の被害状況の把握に関すること。
		特命班 ●				市議会議員との連絡調整に関すること。 本部長の特命指示に関すること。
		被害調査班 ▲				朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に関すること。
	消 防 部	消防長の定めるところによる。				—略— 消防応援の受け入れ及び調整に関すること。
		被害調査班 ▲				大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の被害状況の把握に関すること。
	富 来 田 連 絡 所	避難所運営等支援班				避難所の運営の支援に関すること。
		応援職員支援班				応援職員の派遣及び受援等に関すること。
		避難所開設班				避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
地— 56	育 部	班●				被災施設の応急復旧に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
		被害調査班 ▲				—略— 上望郷、下望郷、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野及び牛袋の被害状況の把握に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
		特命班 ●				市議会議員との連絡調整に関すること。 本部長の特命指示に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
		被害調査班 ▲				朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	消 防 部	消防長の定めるところによる。				—略— 消防応援の受け入れ及び調整に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
		被害調査班 ▲				大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の被害状況の把握に関すること。 担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	富 来 田 連 絡 所	避難所運営等支援班				避難所の運営の支援に関すること。
		応援職員支援班				応援職員の派遣及び受援等に関すること。
		避難所開設班				避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
	調 整 部	避難所運営等支援班				避難所の運営の支援に関すること。
		応援職員支援班				応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	調 整 部	避難所開設班				避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
地— 51	2 職員の動員・配備 (4) 災害対策本部職員の服務 —略— カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。 ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができ					
	2 職員の動員・配備 (4) 災害対策本部職員の服務 —略— カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。 ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができ					

	る。		る。 ※資料編 1－14 木更津市防災服の貸与・階級の基準	市の施策の反映																																																																											
地－52	4 災害救助法の適用手続き等 (1) 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。 －略－ (4)災害救助法による救助の実施者 ■災害救助法の救助項目と市長委任事項 <table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>市長委任</th><th>実施期間</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td>○</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td></td><td>20 日以内に着工</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>○</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>○</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>○</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>医療</td><td></td><td>14 日以内</td></tr><tr><td>助産</td><td></td><td>分娩の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>○</td><td>3 日以内</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>○</td><td>1 ヶ月以内</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td>○</td><td>教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内</td></tr><tr><td>埋葬</td><td>○</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>死体の搜索</td><td>○</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td></td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>○</td><td>10 日以内</td></tr></table> ※迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則（千葉県昭和 23 年 4 月 16 日規則第 19 号）により市長に委任されている事項	救 助 の 種 類	市長委任	実施期間	避難所の供与	○	7 日以内	応急仮設住宅の供与		20 日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	○	7 日以内	飲料水の供給	○	7 日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	10 日以内	医療		14 日以内	助産		分娩の日から 7 日以内	災害にかかった者の救出	○	3 日以内	住宅の応急修理	○	1 ヶ月以内	学用品の給与	○	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	埋葬	○	10 日以内	死体の搜索	○	10 日以内	死体の処理		10 日以内	障害物の除去	○	10 日以内	地－57	4 災害救助法の適用手続き等 (1) 災害救助法の適用基準 <u>ア 災害が発生した場合</u> 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。 －略－ <u>イ 災害が発生する恐れがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。</u> －略－ (4)災害救助法による救助の実施者 ■災害救助法の救助項目 <table><tr><th>救 助 の 種 類</th><th>実施期間</th></tr><tr><td>避難所の供与</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20 日以内に着工</td></tr><tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>7 日以内</td></tr><tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>医療</td><td>14 日以内</td></tr><tr><td>助産</td><td>分娩の日から 7 日以内</td></tr><tr><td>災害にかかった者の救出</td><td>3 日以内</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>1 ヶ月以内</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td>教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内</td></tr><tr><td>埋葬</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>死体の搜索</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>死体の処理</td><td>10 日以内</td></tr><tr><td>障害物の除去</td><td>10 日以内</td></tr></table> ※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ	救 助 の 種 類	実施期間	避難所の供与	7 日以内	応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	飲料水の供給	7 日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	医療	14 日以内	助産	分娩の日から 7 日以内	災害にかかった者の救出	3 日以内	住宅の応急修理	1 ヶ月以内	学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	埋葬	10 日以内	死体の搜索	10 日以内	死体の処理	10 日以内	障害物の除去	10 日以内	県計画の修正 (救助法の改正)
救 助 の 種 類	市長委任	実施期間																																																																													
避難所の供与	○	7 日以内																																																																													
応急仮設住宅の供与		20 日以内に着工																																																																													
炊き出しその他による食品の給与	○	7 日以内																																																																													
飲料水の供給	○	7 日以内																																																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	10 日以内																																																																													
医療		14 日以内																																																																													
助産		分娩の日から 7 日以内																																																																													
災害にかかった者の救出	○	3 日以内																																																																													
住宅の応急修理	○	1 ヶ月以内																																																																													
学用品の給与	○	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内																																																																													
埋葬	○	10 日以内																																																																													
死体の搜索	○	10 日以内																																																																													
死体の処理		10 日以内																																																																													
障害物の除去	○	10 日以内																																																																													
救 助 の 種 類	実施期間																																																																														
避難所の供与	7 日以内																																																																														
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工																																																																														
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内																																																																														
飲料水の供給	7 日以内																																																																														
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内																																																																														
医療	14 日以内																																																																														
助産	分娩の日から 7 日以内																																																																														
災害にかかった者の救出	3 日以内																																																																														
住宅の応急修理	1 ヶ月以内																																																																														
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内																																																																														
埋葬	10 日以内																																																																														
死体の搜索	10 日以内																																																																														
死体の処理	10 日以内																																																																														
障害物の除去	10 日以内																																																																														

地一 58	第2節 情報伝達・伝達体制 2 地震・津波情報の収集 ■地震情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。	地一 62	第2節 情報伝達・伝達体制 2 地震・津波情報の収集 ■地震情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報 <u>(警報)</u></td><td><u>最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。本市の地域名は、千葉県南部である。</u></td></tr></table>	種 類	内 容	緊急地震速報 <u>(警報)</u>	<u>最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。本市の地域名は、千葉県南部である。</u>	県計画の修正 （気象庁発出 情報との整合）
種 類	内 容											
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。											
種 類	内 容											
緊急地震速報 <u>(警報)</u>	<u>最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。本市の地域名は、千葉県南部である。</u>											
地一 68	第3節 地震・火災避難計画 (担当表内) 3 自主避難／ 1 避難の指示等 (1) 避難指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。 なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は<u>指定緊急避難場所への移動</u>を原則とするが、<u>避難時の周囲の状況等によって指定緊急避難場所へ移動</u>することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと<u>住民自身が判断</u>する場合は「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うことや、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。 なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。	地一 71	第3節 地震・火災避難計画 (担当表内) 3 自主避難／<u>公民館班</u> 1 避難の指示等 (1) 避難指示等の発令 本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。 なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は「<u>立退き避難</u>」又は「<u>屋内安全確保</u>」を原則とするが、<u>立退き避難</u>をすることがかえって危険を伴うなどやむを得ない場合は「<u>緊急安全確保</u>」を行うことや、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。 本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。 なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。 <u>(注)「立退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することで、浸水想定区域外の指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することで、浸水想定区域内で建</u>	庁内検討結果 の反映								

	■避難の種類及び発令基準の目安 <table><tr><td>高齢者等避難</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内退避の措置をとる。</td><td>ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr></table> （注）「立退き避難」とは指定緊急避難場所へ移動する避難行動、「緊急待避」とは近隣のより安全な場所やより安全な建物等への避難行動、「屋内待避」とは屋内でもより安全な場所へ移動する避難行動をいう。 ■避難指示の発令権者及び要件 （表下）なし	高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき	避難指示	避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内退避の措置をとる。	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき				
高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき									
避難指示	避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立退き避難する。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内退避の措置をとる。	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき									
地一 71	4 避難所等の開設と運営 （3）避難所の運営 ウ 避難所の運営 -略- また、様々な感染症に対する基本的感染予防対策に努めるものとする。	地一 74 4 避難所等の開設と運営 （3）避難所の運営 ウ 避難所の運営 -略- また、<u>感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を関係部班で共有するほか、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトなど感染症対策に必要な措置を講じる。</u> <u>その他、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVを予防するための注意喚起や相談窓口の設置等に努める。</u>	県計画の修正 （基本計画の修正）								
	<u>物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置である。</u> ■避難の種類及び発令基準の目安 <table><tr><td>高齢者等避難</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。</td><td>ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>避難指示</td><td><u>危険な場所から直ちに避難する。</u></td><td>ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</td></tr><tr><td>緊急安全確保</td><td><u>避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動する。</u></td><td><u>ア 災害が切迫又は既に発生しているとき</u></td></tr></table> ■避難指示等の発令権者及び要件 （表下） <u>（注）災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。</u>	高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき	避難指示	<u>危険な場所から直ちに避難する。</u>	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき	緊急安全確保	<u>避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動する。</u>	<u>ア 災害が切迫又は既に発生しているとき</u>	
高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき									
避難指示	<u>危険な場所から直ちに避難する。</u>	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき									
緊急安全確保	<u>避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動する。</u>	<u>ア 災害が切迫又は既に発生しているとき</u>									

地一 77	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 2 避難行動要支援者の支援 (3) 避難所における支援 -略- エ 医療的支援 衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。	地一 79	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 2 避難行動要支援者の支援 (3) 避難所における支援 -略- エ 医療的支援 衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。 <u>オ DWA Tの要請</u> <u>避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。</u>	県計画の修正 (千葉DWA Tの発足)
地一 77	3 福祉避難所の設置 避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、<u>市長が発災後に</u>福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、<u>社会福祉班が行う</u>。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。	地一 79	3 福祉避難所の設置 避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、<u>社会福祉班が</u>福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。 なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。	庁内検討結果 の反映
地一 85	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 1 災害警備計画 (2) 警備体制 イ 対策室 <u>地震に伴う被害程度が小規模</u>の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等 ウ 災害警備本部 <u>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</u>	地一 86	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 1 災害警備計画 (2) 警備体制 イ 対策室 <u>震度5弱の地震が発生した場合</u>、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等 ウ 災害警備本部 <u>震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震の警戒宣言が発せられた場合等</u>	県計画の修正 (警備体制の見直し)
地一 92	第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需品等の供給	地一 92	第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需品等の供給	

	(2) 食料の確保 イ 食料の確保 -略- また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。 (3) 食料の供給 市民班は、食料の搬送を食料供給業者に要請する。できない場合は、物資集配拠点に搬送ののち、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 (5) 生活必需品の供給 市民班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。 避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。		(2) 食料の確保 イ 食料の確保 -略- また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。 (3) 食料の供給 市民班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。 (5) 生活必需品の供給 市民班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。	県計画の修正 (農水省組織再編) 庁内検討結果の反映
地一 93	4 救援物資の受け入れ・管理 (2) 救援物資の受け入れ 救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班が供給先に要請する。 スポーツ振興班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資は、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。	地一 93	4 救援物資の受け入れ・管理 (2) 救援物資の受け入れ 救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班が供給先に要請する。 スポーツ振興班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資を、<u>保険年金班が受け入れた後</u>、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。	庁内検討結果の反映
地一 95	第9節 広域応援の要請 (担当表内) 5 広域避難の要請・受入れ／本部班、市民班、住宅班	地一 94	第9節 広域応援の要請 (担当表内) 5 広域避難の要請・受入れ／本部班、市民班、住宅班、<u>教育部各班</u>	
地一 97	5 広域避難の要請・受入れ (1) 広域避難の要請	地一 96	5 広域避難の要請・受入れ (1) 広域避難の要請 <u>ア 広域避難の要請</u> <u>市長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、市民等</u>	庁内検討結果の反映

	市長は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。 また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。 受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。 (2) 広域避難の受入れ 他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。 住宅班は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。	<u>を保護するため県内の他市町村に滞在させる必要がある場合、当該市町村長と協議することができる。</u> <u>また、避難者を県外の市町村に滞在させる必要がある場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう要求できる。なお、緊急を要する場合は知事に報告し、当該市町村長と協議することができる。</u> <u>イ 広域一時滞在の要請</u> 市長は、<u>市内の被災者について</u>県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。 また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。 受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。 (2) 広域避難の受入れ 他市町村又は県から本市への<u>広域避難又は</u>広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。 <u>教育部各班は、広域避難者に対し、避難所を開設して収容する。</u> 住宅班は、広域一時滞在者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。	基本法の改正
地－114	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理 1 応急仮設住宅の提供等 (3) 応急仮設住宅の供給 イ 応急仮設住宅の方法の選択 応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。	地－112 第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理 1 応急仮設住宅の提供等 (3) 応急仮設住宅の供給 イ 応急仮設住宅の方法の選択 応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、<u>借上げ型を基本としつつ</u>、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。	県計画の修正 (基本計画の修正)
地－122	第16節 ボランティアの協力 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 －略－ なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針	地－121 第16節 ボランティアの協力 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 －略－ なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針	

	や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。		や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。 <u>その他、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u>	災害救助費負担金取扱いの変更
地－124	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 1 被災者の生活確保 (1) 被災者生活再建支援金 イ 対象となる自然災害 －略－ (ウ) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ウ 対象となる被災世帯 －略－ (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）	地－123	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 1 被災者の生活確保 <u>市及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。</u> (1) 被災者生活再建支援金 イ 対象となる自然災害 －略－ (ウ) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 <u>(エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害</u> <u>(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口 10 万人未満)で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u> <u>(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が 2 以上ある場合において、その自然災害により 5 世帯以上 の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口 5 万人未満の市町村 にあっては 2 世帯以上）における自然災害</u> ウ 対象となる被災世帯 －略－ (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）	県計画の修正 (基本計画の修正) 県計画との整合 (生活再建支援法の改正)

	-略- ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸(公営住宅以外)</th></tr> <tr> <td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円	(オ) <u>住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）</u> -略- ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1"> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸(公営住宅以外)</th></tr> <tr> <td>支給額(<u>全壊・解体・長期避難・大規模半壊</u>)</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr> <tr> <td>支給額(<u>中規模半壊</u>)</td><td><u>100 万円</u></td><td><u>50 万円</u></td><td><u>25 万円</u></td></tr> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額(<u>全壊・解体・長期避難・大規模半壊</u>)	200 万円	100 万円	50 万円	支給額(<u>中規模半壊</u>)	<u>100 万円</u>	<u>50 万円</u>	<u>25 万円</u>	
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																				
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																				
支給額(<u>全壊・解体・長期避難・大規模半壊</u>)	200 万円	100 万円	50 万円																				
支給額(<u>中規模半壊</u>)	<u>100 万円</u>	<u>50 万円</u>	<u>25 万円</u>																				
地一 133	7 公共土木施設 (1) 道路施設 道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。 復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に<u>実施するものとする。復旧にあたっては、</u>公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ効率的に行うよう努める。	地一 132 7 公共土木施設 (1) 道路施設 道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。 復旧にあたっては、被害者の救命護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う<u>ものとする。</u> <u>また、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当である場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度による支援を行うよう要請する。</u>	県計画の修正 (踏切道改良 促進法等の一部改正)																				

第2編 地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
附一 5	第2章 防災機関の業務 3 指定地方行政機関 関東財務局 千葉財務事務所 (1) 災害発生時における国有財産の提供及び活用に関すること -略- 関東総合通信局 (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること	附一 4	第2章 防災機関の業務 3 指定地方行政機関 関東財務局 千葉財務事務所 (1) 災害時における国有財産の提供及び活用に関すること -略- 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関</u>	県計画の修正 県計画の修正

	(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること -略-		<u>すること</u> (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること -略-	(事業内容の修正)
附一 6	4 自衛隊 陸上自衛隊第1空挺団 -略- (3) 災害発生時における救援活動の実施に関すること	附一 6	4 自衛隊 陸上自衛隊第1空挺団 -略- (3) 災害時における救援活動の実施に関すること	県計画の修正
附一 37	第10節 救護救援・防疫・保健活動対策 3 保健活動対策 -略- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、君津健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。	附一 36	第10節 救護救援・防疫・保健活動対策 3 保健活動対策 -略- (3) 保健師・ <u>栄養士等</u> の派遣の必要性について検討し、必要時は、君津健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。	庁内検討結果の反映

第3編 風水害等編

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
風一2	第1章 総則 第2節 浸水被害の想定 県では、平成27年5月に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、小櫃川と矢那川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。 その区域については、本更津市防災ハザードマップで公表しており、その災害規模を本計画の前提条件とする。 -略- ■矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和2年3月）	風一2	第1章 総則 第2節 浸水被害の想定 県では、平成27年5月に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、小櫃川、<u>矢那川、鳥田川、畑沢川、浮戸川</u>において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。 本計画では、<u>これらの浸水想定を洪水</u>の前提条件とする。 -略- ■矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和2年3月）	浸水想定区域の追加

			■浮戸川水系浮戸川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 出典：千葉県 浮戸川水系浮戸川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） （令和4年3月）	
風一 5	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 （担当表内） -略-（地-8に同じ）	風一 6	第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上 （担当表内） -略-（地-8に同じ）	—
風一 6	3 防災広報の充実 （1）広報すべき内容 防災知識の普及に当っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ア 災害時の心得 -略- （イ）食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 （ウ） 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄	風一 7	3 防災広報の充実 （1）広報すべき内容 防災知識の普及に当 た っては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ア 災害時の心得 -略- （イ）食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 <u>（ウ）避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行</u> <u>（エ）</u> 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄	誤記の訂正 県計画の修正 （基本計画の修正）

	(エ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 (オ) 避難予定場所と経路等 (カ) 被災世帯の心得ておくべき事項		<u>(オ)</u> 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得 <u>(カ)</u> 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 <u>(キ)</u> 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 <u>(ク)</u> 自動車へのこまめな満タン給油 <u>(ケ)</u> 被災世帯の心得ておくべき事項 <u>(コ)</u> 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） <u>(サ)</u> 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え <u>(シ)</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 <u>(ス)</u> 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動	
風一 8	5 防災訓練の充実 -略- 実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。 -略-	風一 9	5 防災訓練の充実 -略- 実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、<u>感染症が拡大している状況</u>等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。 -略-	県計画の修正 （基本計画の修正）
風一 10	第2節 水害予防対策 （担当表内） 3 <u>地籍調査の推進</u>／管理用地課	風一 11	第2節 水害予防対策 （担当表内） 3 <u>災害に強いまちづくり</u>／管理用地課、<u>都市政策課</u>、<u>建築指導課</u>	庁内検討結果 の反映
風一 10	1 水害予防計画 （2）浸水危険地区の周知 ア 浸水<u>予想</u>区域の調査把握 -略- （4）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、危機管理課は避難確	風一 11	1 水害予防計画 （2）浸水危険地区の周知 ア 浸水<u>想定</u>区域の調査把握 -略- （4）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成 本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、危機管理課は避難確	庁内検討結果 の反映

	保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。 -略-		保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの<u>状況確認</u>や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。 -略-	
風一 11	<u>3</u>—地籍調査の推進 -略-（地-15 に同じ）	風一 12	<u>3 災害に強いまちづくり</u> <u>(1)</u> 地籍調査の推進 -略-（地-15 に同じ）	—
風一 12	第3節 土砂災害予防対策 (担当表内) 4 急傾斜地災害等の防止／危機管理課、土木課、県（君津土木事務所）	風一 13	第3節 土砂災害予防対策 (担当表内) 4 急傾斜地災害等の防止／危機管理課、<u>都市政策課</u>、土木課、県（君津土木事務所）	庁内検討結果の反映
風一 12	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (4) 災害時要配慮者用施設への避難対策の実施 危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。	風一 13	2 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (4) 災害時要配慮者用施設への避難対策の実施 危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの<u>状況確認</u>や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。	庁内検討結果の反映
風一 14	4 急傾斜地災害等の防止 (4) 宅地造成災害対策 <u>県</u>は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、<u>県</u>の許可を必要とする。 また、工事の許可等に際し、指導を行う。	風一 15	4 急傾斜地災害等の防止 (4) 宅地造成災害対策 <u>都市政策課</u>は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、<u>市</u>の許可を必要とする。 また、工事の許可等に際し、指導を行う。	庁内検討結果の反映
風一 23	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) -略-（地-26 に同じ）	風一 24	第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備 (担当表内) -略-（地-28 に同じ）	—

風一 23	1 在宅要支援者への対応 -略- (地-26 に同じ)	風一 24	1 在宅要支援者への対応 -略- (地-28 に同じ)	—								
風一 29	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- (地-31 に同じ)	風一 31	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備 -略- (地-35 に同じ)	—								
風一 31	第11節 防災施設の整備 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 -略- (地-34 に同じ)	風一 33	第11節 防災施設の整備 3 避難施設の整備 (1) 指定避難所の整備 -略- (地-37 に同じ)	—								
風一 38	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (8) 災害対策本部の機能強化 -略- (地-42 に同じ) -	風一 41	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動 1 災害対策本部 (8) 災害対策本部の機能強化 -略- (地-47 に同じ) -	—								
風一 40	木更津市災害対策本部組織図 -略- (地-44 に同じ)	風一 42	木更津市災害対策本部組織図 -略- (地-49 に同じ)	—								
風一 42	災害対策本部の組織・事務分掌 -略- (地-46 に同じ)	風一 44	災害対策本部の組織・事務分掌 -略- (地-50 に同じ)	—								
風一 47	2 職員の動員・配備 (4) 災害対策本部職員の服務 -略- (地-52 に同じ)	風一 50	2 職員の動員・配備 (4) 災害対策本部職員の服務 -略- (地-56 に同じ)	—								
風一 48	4 災害救助法の適用手続き等 -略- (地-52 に同じ)	風一 51	4 災害救助法の適用手続き等 -略- (地-57 に同じ)	—								
風一 56	第2節 情報収集・伝達体制 2 気象情報等の収集 (1) 気象情報等 イ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 ■キキクル (警報の危険度分布) 等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警	風一 60	第2節 情報収集・伝達体制 2 気象情報等の収集 (1) 気象情報等 イ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等 ■キキクル (警報の危険度分布) 等の概要 <table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂	県計画の修正 (気象情報の
種 類	概 要											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警											
種 類	概 要											
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂											

	報)	報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		報)	災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	修正)
		④「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ⑤「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ⑥「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。			①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	洪水キキクル（大雨警戒（浸水害）の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警戒等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		洪水キキクル（大雨警戒（浸水害）の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警戒等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	
		④「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ⑤「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ⑥「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。			①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
風一 65	第3節 水防計画 2 水防組織 ■水防組織（区内） 協力班／ 営繕課 、市街地整備課、建築指導課、住宅課、都市政策課		風一 69	第3節 水防計画 2 水防組織 ■水防組織（区内） 協力班／市街地整備課、建築指導課、住宅課、都市政策課		庁内検討結果の反映
風一 65	第3節 水防計画 1 水防の目的 木更津市水防計画は、水防法（ 昭和24年6月4日法律第193号。最終改正平成25年6月21日法律第124号。以下「法」という。 ）第4条の規定により千葉県知事から指定された指定水防管理団体である木更津市が同法第33条第1項の規定により市の区域内における河川、海岸、港湾等の洪水、内水又は高潮および津波等の水災を警戒し、防ぎよし、		風一 69	第3節 水防計画 1 水防の目的 木更津市水防計画は、水防法第4条の規定により千葉県知事から指定された指定水防管理団体である木更津市が同法第33条第1項の規定により市の区域内における河川、海岸、港湾等の洪水、内水又は高潮および津波等の水災を警戒し、防ぎよし、		庁内検討結果の反映

	又はこれらによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。																							
風一 65	3 水防警報 洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあるときの水防警報等の伝達系統は、水防法第 <u>32</u> 条により定められた木更津市水防計画による。なお、水防警報は君津土木事務所所長又は木更津港湾事務所所長が発表する。 -略-	風一 69	3 水防警報 洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあるときの水防警報等の伝達系統は、水防法第 <u>33</u> 条 <u>1</u> 項により定められた木更津市水防計画による。なお、水防警報は君津土木事務所所長又は木更津港湾事務所所長が発表する。 -略-	法令との整合																				
風一 68	第4節 避難計画 (担当表内) 3 自主避難／	風一 72	第4節 避難計画 (担当表内) 3 自主避難／<u>公民館班</u>	庁内検討結果の反映																				
風一 68	1 避難の指示等 -略- (地-68 に同じ) - (1) 避難指示等の発令 -略- また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、<u>状況に応じて屋内待避等の安全確保</u>を指示する。 -略- ■避難の種類及び発令基準の目安 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内 容</th><th>基準 (水位周知河川)</th><th>基準 (土砂災害)</th><th>基準 (その他)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるよう</td><td>ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所上流の水位観測所</td><td>ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「<u>実況また</u>は<u>予想で大雨警報</u>の</td><td>ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき</td></tr> </tbody> </table>	種類	内 容	基準 (水位周知河川)	基準 (土砂災害)	基準 (その他)	高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるよう	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所上流の水位観測所	ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「 <u>実況また</u> は <u>予想で大雨警報</u> の	ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき	風一 73	1 避難の指示等 -略- (地-71 に同じ) - (1) 避難指示等の発令 -略- また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、<u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置 (以下「緊急安全確保措置」という。)</u>を指示することができる。 -略- ■避難の種類及び発令基準の目安 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内 容</th><th>基準 (水位周知河川)</th><th>基準 (土砂災害)</th><th>基準 (その他)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td>避難指示が発令されたときに、いつでも避難で</td><td>ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所</td><td>ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「<u>警戒</u>」の場合</td><td>ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき</td></tr> </tbody> </table>	種類	内 容	基準 (水位周知河川)	基準 (土砂災害)	基準 (その他)	高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難で	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所	ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「 <u>警戒</u> 」の場合	ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき	— 国の指針等の改訂
種類	内 容	基準 (水位周知河川)	基準 (土砂災害)	基準 (その他)																				
高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるよう	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所上流の水位観測所	ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「 <u>実況また</u> は <u>予想で大雨警報</u> の	ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき																				
種類	内 容	基準 (水位周知河川)	基準 (土砂災害)	基準 (その他)																				
高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難で	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所	ア 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) が「 <u>警戒</u> 」の場合	ア その他の状況により本部長 (市長) が必要と認めるとき																				

	(警戒レベル 3)	な体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	の水位が急激に上昇している場合 (イ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒」以上の場合 イ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	<u>土壌雨量指数基準に到達した場合</u> イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合			難(警戒レベル 3)	きるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (イ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「警戒」以上の場合 イ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合		
	避難指示(警戒レベル 4)	危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。	ア 基準水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (イ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「 <u>非常に危険</u> 」以上の場合 イ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき イ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「 <u>危険予想で土砂災害警戒情報の基準を超過</u> 」した場合 ウ 大雨警報(土砂災害)が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 エ 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ その他災害の状況により、本部長(市長)が必要と認めるとき		避難指示(警戒レベル 4)	危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。	ア 基準水位が <u>氾濫危険</u> 水位(特別警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 (ア) 基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (イ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上の場合 イ 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <u>エ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</u>	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき イ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「 <u>危険</u> 」の場合 ウ 大雨警報(土砂災害)が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 エ 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 <u>オ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u> <u>カ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合</u>	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ その他災害の状況により、本部長(市長)が必要と認めるとき	
	緊急安全確保(警戒レベル 5)	既に災害が発生している状況。(必ず発令されるものではない)	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき(水防団等からの報告により把握できた場合)	ア 土砂災害が発生した場合	ア その他災害の状況により、本部長(市長)が必要と認めるとき		緊急安全確保	既に災害が発生している状況。(必ず発令されるものではない)	ア 決壊や越水・溢水が発生したとき(水防団等からの報告により把握できた場合) <u>イ はん濫発生情報が発表されたとき</u>	ア 土砂災害が発生した場合 <u>イ 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合</u>	ア その他災害の状況により、本部長(市長)が必要と認めるとき	

	警戒レベル 5) 命を守るための最善の行動を実施。					(警戒レベル 5) はな 命を守るための最善の行動を実施。 ウ 堤防の異常な漏水・ 侵食の進行や亀裂・す べりの発生等で決壊の おそれが高まった場合 エ 樋門・水門等の機能 支障を発見した場合や 排水機場の運転を停止 せざるをえない場合			
	(注)「立退き避難」とは指定緊急避難場所へ移動する避難行動、「緊急待避」とは近隣のより安全な場所やより安全な建物等への避難行動、「屋内待避」とは屋内でもより安全な場所へ移動する避難行動をいう。 ■避難指示等の発令権者及び要件 (表下)					■避難指示等の発令権者及び要件 (表下) (注) 災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。			
風一 72	4 避難所等の開設と運営 (3) 避難所の運営 ウ 避難所の運営	-略- (地-71 に同じ) -			風一 77	4 避難所等の開設と運営 (3) 避難所の運営 ウ 避難所の運営	-略- (地-74 に同じ) -		
風一 75	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 2 避難行動要支援者の支援 (3) 避難所における支援	-略- (地-77 に同じ) -			風一 80	第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策 2 避難行動要支援者の支援 (3) 避難所における支援	-略- (地-79 に同じ) -		
風一 82	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 2 交通対策計画 (2) 交通規制 ア 道路管理者等の通行禁止又は制限 道路管理者、 港湾管理者又は漁港管理者 は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。				風一 87	第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 2 交通対策計画 (2) 交通規制 ア 道路管理者等の通行禁止又は制限 道路管理者は、道路法第 46 条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、 <u>道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により</u> 、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をと	庁内検討結果の反映（法令との整合）		

	-略-		る。 -略-	
風一 87	第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 -略- (地-92 に同じ) -	風一 92	第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需品等の供給 (2) 食料の確保 -略- (地-92 に同じ) -	—
風一 88	4 救援物資の受け入れ・管理 -略- (地-93 に同じ) -	風一 93	4 救援物資の受け入れ・管理 -略- (地-93 に同じ) -	—
風一 89	第9節 広域応援の要請 (担当表内) -略- (地-95 に同じ) -	風一 94	第9節 広域応援の要請 (担当表内) -略- (地-94 に同じ) -	—
風一 92	5 広域避難の要請・受入れ (1) 広域避難の要請 -略- (地-97 に同じ) -	風一 97	5 広域避難の要請・受入れ (1) 広域避難の要請 -略- (地-96 に同じ) -	—
風一 107	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理 1 応急仮設住宅の提供等 (3) 応急仮設住宅の供給 -略- (地-114 に同じ) -	風一 112	第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理 1 応急仮設住宅の提供等 (3) 応急仮設住宅の供給 -略- (地-112 に同じ) -	—
風一 116	第16節 ボランティアの協力 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 -略- (地-122 に同じ) -	風一 121	第16節 ボランティアの協力 5 ボランティア受入体制 (1) ボランティアセンターの設置 -略- (地-121 に同じ) -	—
風一 118	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 1 被災者の生活確保 -略- (地-124 に同じ) -	風一 123	第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための措置 1 被災者の生活確保 -略- (地-123 に同じ) -	—
風一 125	7 公共土木施設 (1) 道路施設 -略- (地-132 に同じ) -	風一 131	7 公共土木施設 (1) 道路施設 -略- (地-132 に同じ) -	—

第4編 放射性物質事故編

旧（令和3年改訂版）						新（令和4年改訂案）						理由
放一 2	第2章 放射性物質事故の想定 1 放射性同位元素等使用事業所における事故の想定 ■放射線防止法対象事業所一覧					放一 2	第2章 放射性物質事故の想定 1 放射性同位元素等使用事業所における事故の想定 ■放射線防止法対象事業所一覧					時点更新
	事業所名	所在地	区分				分類					
			密	非	発							
	福原防災株式会社	真舟 4-20-2	○				民					
	株式会社KS PLUS	清見台 3-8-10 大翔ビル3F	○				民					
	株式会社吉田組 木更津工事事務所	朝日 1-8-28JK ビレッジ F-2 号	○				民					

第5編 大規模火災等編

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
大ー 16	第3章 危険物災害対策 第2節 予防計画 4 毒物劇物 （1）毒物劇物製造業者及び輸入業者等 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。 ウ 施設の保守点検 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。 エ 教育訓練の実施 毒物劇物営業業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。	大ー 15	第3章 危険物災害対策 第2節 予防計画 4 毒物劇物 （1）毒物劇物営業業者及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。 ウ 施設の保守点検 危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。 エ 教育訓練の実施 危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。	県計画との整合

	オ 毒物劇物販売業者等 毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止に努める。 (2) 君津健康福祉センター(保健所) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。		オ <u>届出が不要な業務上取扱者</u> 上記 <u>イ</u> から <u>エ</u> により危害防止に努める。 (2) <u>県(保健所(健康福祉センター))</u> 毒物劇物 <u>営業者</u> 及び <u>業務上取扱者</u> 等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。	
大ー 19	第3節 応急対策計画 5 毒物劇物 (1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等	大ー 18	第3節 応急対策計画 5 毒物劇物 (1) 毒物劇物 <u>営業者及び業務上取扱者等</u>	県計画との 整合

第6編 公共交通等事故編

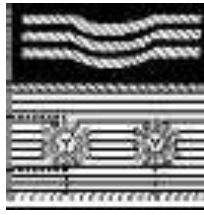
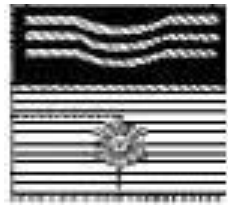
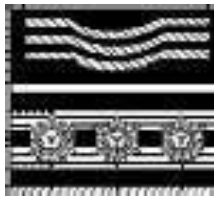
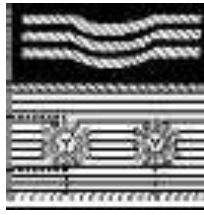
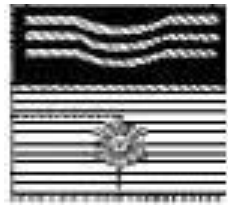
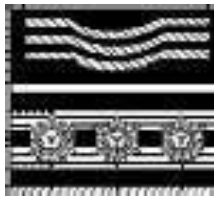
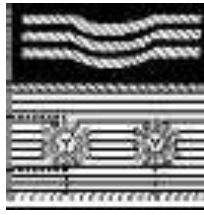
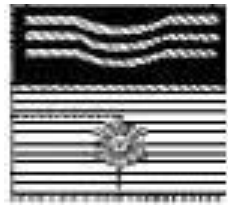
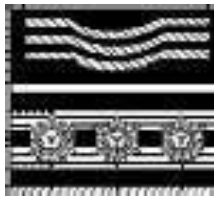
※修正箇所なし

【協 定 編】

旧（令和3年改訂版）		新（令和4年改訂案）		理由
	なし	協一 60	<u>3 3 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書</u> <u>(木更津電業会)を追加</u>	災害協定の締結
	なし	協一 61	<u>3 4 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書</u> <u>(木更津市測量調査設計協同組合)を追加</u>	災害協定の締結
	なし	協一 135	<u>7 5 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定(稻荷山新御堂寺)を追加</u>	災害協定の締結

【資料 編】

旧（令和3年改訂版）					新（令和4年改訂案）					理由
資一 4	1 条例・要綱等 1. 3 木更津市防災会議委員名簿				資一 4	1 条例・要綱等 1. 3 木更津市防災会議委員名簿				時点更新（機 関名、組織の 変更等）
	該当号	機関名	職名	電話番号		該当号	機関名	職名	電話番号	
	9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 木更津駅長	22-3133		9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 <u>木更津統括センター 所長</u> 木更津 <u>地区</u> 駅長	22-3133	
			東京ガス株式会社 千葉支社長	043-246- 7705				東京ガス <u>ネットワーク</u> 株式会社 千葉支社長	043-246- 7705	
10	その他指定地方 指定公共機関	一般社団法人木更津歯科医師会 <u>副</u> 会長	22-3133	10	その他指定地方 指定公共機関	一般社団法人 <u>君津</u> 木更津歯科医師会 会長	22-3133			
	なし				資一 24	<u>1. 1 4 木更津市防災服の貸与・階級の基準</u> <u>（趣旨）</u> <u>第1条 この基準は、木更津市防災服の貸与及び階級に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（被貸与者貸与品及び貸与期間）</u> <u>第2条 被服を貸与される職員の職種、貸与する被服の種類及び貸与期間については別表第1のとおりとする。ただし、貸与期間は、市長が特に必要と認めたときはこれを伸縮することができる。</u> <u>（被服の着用）</u> <u>第3条 被服を貸与された職員（以下「被貸与者」という。）は、勤務時間中又は職務の必要に応じ、その被服を着用することができる。</u> <u>（期間計算）</u> <u>第4条 貸与期間は、月計算とし、1月に満たない場合は1カ月とみなす。</u> <u>（貸与品の返納）</u> <u>第5条 被貸与者が<u>転職</u>、退職、休職又は死亡したときは、貸与品は直ちに返納しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。</u> <u>（貸与品の取扱い）</u> <u>第6条 貸与品は、善良な管理者の注意をもつて使用又は保管し、これに要する費用は、被貸与者の負担とする。</u> <u>2 貸与品をき損又は亡失したときは、その事由を具して市長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の場合において、職務上の事由によるものを除くほか、市長の定める価格により弁償しなければならない。</u>				市の施策の反映

				(貸与品の記録) 第7条 貸与品を所管する課等の長は、被服貸与簿（別記様式）を作成し、貸与品についてその保管状況を記録しなければならない。 別表第1（第2条） <table><tr><th>被貸与者</th><th>貸与品</th><th>数量</th><th>貸与期間（月数）</th></tr><tr><td>市長</td><td>防災服</td><td>3 6</td><td>1</td></tr><tr><td>副市長</td><td>防災服</td><td>3 6</td><td>1</td></tr><tr><td>教育長</td><td>ベルト</td><td>1</td><td>3 6</td></tr><tr><td>課長職以上の職員</td><td>アポロキャップ</td><td>1</td><td>3 6</td></tr><tr><td>員</td><td>長編上靴</td><td>1</td><td>3 6</td></tr><tr><td>危機管理課職員</td><td>胸章</td><td>1</td><td>使用に耐えないと認めるまで</td></tr></table> ※胸章については、別図のとおり 別図 胸章 <table><tr><td></td><td>市長 副市長 教育長</td><td></td><td>課長補佐 係長</td></tr><tr><td></td><td>部長</td><td></td><td>係員</td></tr><tr><td></td><td>次長 課長</td><td></td><td></td></tr></table>	被貸与者	貸与品	数量	貸与期間（月数）	市長	防災服	3 6	1	副市長	防災服	3 6	1	教育長	ベルト	1	3 6	課長職以上の職員	アポロキャップ	1	3 6	員	長編上靴	1	3 6	危機管理課職員	胸章	1	使用に耐えないと認めるまで		市長 副市長 教育長		課長補佐 係長		部長		係員		次長 課長			
被貸与者	貸与品	数量	貸与期間（月数）																																										
市長	防災服	3 6	1																																										
副市長	防災服	3 6	1																																										
教育長	ベルト	1	3 6																																										
課長職以上の職員	アポロキャップ	1	3 6																																										
員	長編上靴	1	3 6																																										
危機管理課職員	胸章	1	使用に耐えないと認めるまで																																										
	市長 副市長 教育長		課長補佐 係長																																										
	部長		係員																																										
	次長 課長																																												

資一 28	2 災害協定書・覚書等一覧表							災害協定の締結			
	項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項				
	協定										
	災害 復旧	32	風水雪害、地震 その他災害時における 応急措置に関する協定書	木更津市 建設業協同組合	H26. 4. 16	道路、河川等の公共 土木施設の機能回復 を行う。					
		33	災害時における 石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業協同組合	R3. 5. 26	石油類燃料の供給について協力。					
	41	災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティア愛・ <u>治</u> ・人	R3. 6. 21	市民生活の安定を図るため、災害時のボランティア活動等について協力。						
	一時 避難	72	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	ホテルロイヤルガーデン木更津	H25. 10. 15	一時避難施設の使用	津波時も使用可				
資一 27	2 災害協定書・覚書等一覧表							災害協定の締結			
	項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項				
	協定										
	災害 復旧	32	風水雪害、地震 その他災害時における 応急措置に関する協定書	木更津市建設業協同組合	H26. 4. 16	道路、河川等の公共 土木施設の機能回復 を行う。					
		33		木更津電業会	R2. 3. 31						
	34		木更津市測量調査設計協同組合	R2. 4. 1							
	43	災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティア愛・ <u>知</u> ・人	R3. 6. 21	市民生活の安定を図るため、災害時のボランティア活動等について協力。						
一時 避難	74	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	ホテルロイヤルガーデン木更津	H25. 10. 15	一時避難施設の使用	津波時も使用可					
75		稲荷山新御堂寺	R4. ●. ●								
資一 32	3 災害対策							庁内検討			
	3. 1 避難場所等一覧										
		名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所					
						地震	津波		洪水	土砂	高潮
	7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○		×	○	×
	8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○		×	○	×
	27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	×		×	○	×
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	×	○	○		
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	×	○	○		
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	×	○	○		
資一 32	3 災害対策							庁内検討			
	3. 1 避難場所等一覧										
		名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所					
						地震	津波		洪水	土砂	高潮
	7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○		●	○	●
	8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○		●	○	●
	27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	●		●	○	●
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	●	○	○		
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	●	○	○		
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	●	○	○		

	<table><tr><td>40</td><td>岩根西公民館</td><td>江川 934-1</td><td>41-1023</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>41</td><td>富岡公民館</td><td>下郡 1770-1</td><td>53-5952</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>46</td><td>金田地域交流センター</td><td>金田東6-11-1</td><td>97-6292</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> -略-	40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	×	○	×	41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○	46	金田地域交流センター	金田東6-11-1	97-6292	△	○	×	×	○	×	<table><tr><td>40</td><td>岩根西公民館</td><td>江川 934-1</td><td>41-1023</td><td>△</td><td>○</td><td>×</td><td>●</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>41</td><td>富岡公民館</td><td>下郡 1770-1</td><td>53-5952</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>46</td><td>金田地域交流センター</td><td>金田東 6-11-1</td><td>97-6292</td><td>△</td><td>○</td><td>○</td><td>●</td><td>○</td><td>●</td></tr></table> -略- (注3) “●” は、災害規模や各施設の被害状況により、2階以上を指定緊急避難場所として開設する場合がある。	40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	●	○	×	41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○	46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	●	○	●																																																																																																																		
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	×	○	×																																																																																																																																																																							
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																							
46	金田地域交流センター	金田東6-11-1	97-6292	△	○	×	×	○	×																																																																																																																																																																							
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	●	○	×																																																																																																																																																																							
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																							
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	●	○	●																																																																																																																																																																							
資－33	3 災害対策 3.2 防災関係機関名簿 <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>市立青年の家</td><td>中央 1-15-</td><td>(25)4581</td></tr></table>	名称	所在地	電話番号	市立青年の家	中央 1-15-	(25)4581	資－35 3 災害対策 3.2 防災関係機関名簿 -削除-	時点更新（施設の閉鎖等）																																																																																																																																																																							
名称	所在地	電話番号																																																																																																																																																																														
市立青年の家	中央 1-15-	(25)4581																																																																																																																																																																														
資－39	3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者施設 <table><tr><th rowspan="2">小分類</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">対象リスク</th></tr><tr><th>洪水</th><th>高潮</th><th>土砂</th></tr><tr><td rowspan="2">障害児相談支援事業所</td><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td>木更津市指定相談支援事業所・ほっと</td><td>井尻 942-</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">保育所</td><td>木更津社会館保育園</td><td>富士見 3-8-3</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ゆりかご保育園</td><td>長須賀 1366</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>わかば保育園</td><td>大和 3-2-4</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>中郷保育園</td><td>十日市場 162-1</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>吾妻保育園</td><td>吾妻 2-10-7</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>久津間保育園</td><td>久津間 1084</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>みやまのさくら保育園</td><td>井尻 911-1</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>小規模保育事業所</td><td>小規模保育園ココロ</td><td>幸町 1-2-19</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">幼保連携型認定こども園</td><td>幼保連携型認定こども園長須賀保育園</td><td>長須賀 1309</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>幼保連携型認定こども園さとの保育園</td><td>請西 2-12-8</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>幼保連携型認定こども園岩根保育園</td><td>高柳 3-9-13</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">認可外保育施設</td><td>キタルト木更津北保育室</td><td>牛袋 126</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>クマノミ保育園</td><td>ほたる野 1-22-3</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	小分類	施設名	所在地	対象リスク			洪水	高潮	土砂	障害児相談支援事業所	-略-					木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942-	○			保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○		ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○		わかば保育園	大和 3-2-4	○	○		中郷保育園	十日市場 162-1	○			吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○		久津間保育園	久津間 1084	○	○		みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	-	-	小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○		幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○		幼保連携型認定こども園さとの保育園	請西 2-12-8	○			幼保連携型認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○		認可外保育施設	キタルト木更津北保育室	牛袋 126	○	○		クマノミ保育園	ほたる野 1-22-3	○			資－41 3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者施設 <table><tr><th rowspan="2">小分類</th><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">対象リスク</th></tr><tr><th>洪水</th><th>高潮</th><th>土砂</th></tr><tr><td rowspan="2">障害児相談支援事業所</td><td colspan="5">-略-</td></tr><tr><td>木更津市指定相談支援事業所・ほっと</td><td>井尻 942</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">保育所</td><td>木更津社会館保育園</td><td>富士見 3-8-3</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ゆりかご保育園</td><td>長須賀 1366</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>わかば保育園</td><td>大和 3-2-4</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>なかごう保育園</td><td>十日市場 162-1</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会館吾妻保育園</td><td>吾妻 2-10-7</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>久津間保育園</td><td>久津間 1084</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>小規模保育事業所</td><td>小規模保育園ココロ</td><td>幸町 1-2-19</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">幼保連携型認定こども園</td><td>認定こども園長須賀保育園</td><td>長須賀 1309</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>認定こども園木更津みつみ保育園</td><td>請西 2-12-8</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>認定こども園岩根保育園</td><td>高柳 3-9-13</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">幼稚園型</td><td>みやまのさくら保育園</td><td>井尻 911-1</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>清和大学附属金田幼稚園</td><td>中島 1250</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	小分類	施設名	所在地	対象リスク			洪水	高潮	土砂	障害児相談支援事業所	-略-					木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942	○			保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○		ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○		わかば保育園	大和 3-2-4	○	○		なかごう保育園	十日市場 162-1	○			社会館吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○		久津間保育園	久津間 1084	○	○		小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○		幼保連携型認定こども園	認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○		認定こども園木更津みつみ保育園	請西 2-12-8	○			認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○		幼稚園型	みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	-	-	清和大学附属金田幼稚園	中島 1250	○	○		時点更新（施設の名称変更、閉鎖等）
小分類	施設名				所在地	対象リスク																																																																																																																																																																										
		洪水	高潮	土砂																																																																																																																																																																												
障害児相談支援事業所	-略-																																																																																																																																																																															
	木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942-	○																																																																																																																																																																													
保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○																																																																																																																																																																												
	ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○																																																																																																																																																																												
	わかば保育園	大和 3-2-4	○	○																																																																																																																																																																												
	中郷保育園	十日市場 162-1	○																																																																																																																																																																													
	吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○																																																																																																																																																																												
	久津間保育園	久津間 1084	○	○																																																																																																																																																																												
	みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	-	-																																																																																																																																																																											
小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○																																																																																																																																																																												
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○																																																																																																																																																																												
	幼保連携型認定こども園さとの保育園	請西 2-12-8	○																																																																																																																																																																													
	幼保連携型認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○																																																																																																																																																																												
認可外保育施設	キタルト木更津北保育室	牛袋 126	○	○																																																																																																																																																																												
	クマノミ保育園	ほたる野 1-22-3	○																																																																																																																																																																													
小分類	施設名	所在地	対象リスク																																																																																																																																																																													
			洪水	高潮	土砂																																																																																																																																																																											
障害児相談支援事業所	-略-																																																																																																																																																																															
	木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942	○																																																																																																																																																																													
保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○																																																																																																																																																																												
	ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○																																																																																																																																																																												
	わかば保育園	大和 3-2-4	○	○																																																																																																																																																																												
	なかごう保育園	十日市場 162-1	○																																																																																																																																																																													
	社会館吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○																																																																																																																																																																												
	久津間保育園	久津間 1084	○	○																																																																																																																																																																												
	小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○																																																																																																																																																																											
幼保連携型認定こども園	認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○																																																																																																																																																																												
	認定こども園木更津みつみ保育園	請西 2-12-8	○																																																																																																																																																																													
	認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○																																																																																																																																																																												
幼稚園型	みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	-	-																																																																																																																																																																											
	清和大学附属金田幼稚園	中島 1250	○	○																																																																																																																																																																												

		ラビキッズワールドイオンモ ール木更津保育園	築地1-4	-	○			<u>認定こども 園</u>	<u>高柳幼稚園</u>	<u>高柳2-11-9</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
		ピコロキッズクラブ	幸町1-2-19		○				クマノミ保育園	ほたる野1-22-3	○			
		はぎわら病院保育所	本更津1-1-15	○	○				ピコロキッズクラブ	幸町1-2-19		○		
		なの花保育室	金田東4-15-5	○	○				上総記念病院附属託児所	新田1-11-25	○	○		
		キタル木更津東保育室	ほたる野1-24-10	○	-				うみかぜ保育園	金田東3-1-1	○	○		
		上総記念病院附属託児所	新田1-11-25	○	○				木更津ぼんぼこ園	岩根2-3-1	○	○		
		うみかぜ保育園	金田東3-1-1	○	○				事業所内保育事業所	事業所内保育所すきっぷ	井尻951	○		
	事業所内 保育事業所	木更津ぼんぼこ園	岩根2-3-1	○	○			幼稚園	岩根みどり幼稚園	岩根3-10-9	○	○		
	幼稚園	事業所内保育所すきっぷ	井尻951	○					きさらづ幼稚園	太田2-1-1			○	
		岩根みどり幼稚園	岩根3-10-9	○	○				みつわ幼稚園	文京5-9-4	○			
		清和大学附属金田幼稚園	中島1250	○	○									
		きさらづ幼稚園	太田2-1-1			○								
		みつわ幼稚園	文京5-9-4	○										
		高柳幼稚園	高柳2-11-9	○	○									

その他共通

旧（令和3年改訂版）	新（令和4年改訂案）	改訂理由
（ 一 社）千葉県LPガス協会	（ <u>公</u> 社）千葉県LPガス協会	機関名の変更
東京ガス(株)	東京ガス <u>ネットワーク</u> (株)	機関名の変更
障 害 者	障 <u>が</u> い者	語句の変更